

西宮市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第9号。以下「軽費老人ホーム基準条例」という。）、西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「基準要綱」という。）及び西宮市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の実施にあたり、軽費老人ホームにおける「基本利用料」、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」及び「居住に要する費用」（以下、「利用料等」という。）について定めるものである。

(サービスの提供に要する費用)

第2条 軽費老人ホーム基準条例第16条第1項第1号の費用及び算定に用いる地域区分の上限は、下記のとおりとする。

施設名称	サービスの提供に要する費用（月額）	地域区分
ケアハウス愛和	144,800円	15/100
ケアハウス敬愛	97,000円	
ケアハウス西宮恵泉	50,200円	
ケアハウス幸泉サンズ	97,000円	
ケアハウス有馬ホロンの苑	46,900円	
ケアハウ스로ーズガーデン甲子園	92,700円	

(備考)

月の初日に在籍している者のみ、サービスの提供に要する費用（月額）を助成する。ただし、新たに事業を開始した施設については、入所者が月の途中で入所した場合、事業開始後3ヶ月を経過した日の属する月の分まで、次により算定した額を助成する。

$$\text{サービスの提供に要する費用（月額）} \times \frac{\text{当該月の実入所日数}}{\text{当該月の実日数}} \quad (\text{円未満切り捨て})$$

(生活費)

第3条 軽費老人ホーム基準条例第16条第2項の上限額は、下記のとおりとする。

1人あたりの額	冬期加算額（11月から3月まで）
46,940円	2,160円

(その他)

第4条 軽費老人ホームの利用料等は、この要綱に定めるものを除き、平成20年5月30日付け老発0530003号厚生労働省通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱

い指針について」に基づき取り扱うものとする。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。